

滝川市の条例の準用に関する条例

昭和55年 2月16日

条 例 第 2 号

滝川市の条例の準用に関する条例（昭和44年空知教育研修センター組合条例第2号）の全部を改正する。

（準用規定）

第1条 空知教育センター組合の運営に関し、次に掲げる滝川市条例を準用する。

- （1）滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川市条例第19号）
 - （2）職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和51年滝川市条例第41号）
 - （3）滝川市職員の定年等に関する条例（昭和59年滝川市条例第20号）
 - （4）職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和46年滝川市条例第34号）
 - （5）職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年滝川市条例第35号）
 - （6）滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年滝川市条例第10号）
 - （7）一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年滝川市条例第21号）
 - （8）職員の育児休業等に関する条例（平成4年滝川市条例第1号）
 - （9）滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滝川市条例第27号）
 - （10）嘱託員等の給与等に関する条例（昭和46年滝川市条例第127号）
 - （11）職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）
 - （12）議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和46年滝川市条例第31号）
 - （13）議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年滝川市条例第58号）
 - （14）滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年滝川市条例第43号）
 - （15）財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和46年滝川市条例第48号）
 - （16）滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滝川市条例第27号）
 - （17）滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滝川市条例第1号）
 - （18）滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）
 - （19）滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年滝川市条例第7号）
 - （20）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年滝川市条例第26号）
- （読み替え等）

第2条 前条各号の準用条例中「市長」とあるのは「組合長」、「滝川市」及び「北海道滝川市」とあるのは「組合」、「本市」とあるのは「本組合」、「市」とあるのは「滝川市」、「市内」とあるのは「滝川市内」、「市外」とあるのは「滝川市外」とそれぞれ読み替える。

2 前項に規定するもののほか、必要な技術的読み替えは、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年2月23日条例第1号）

この条例は、平成3年4月7日から施行する。

附 則（平成4年11月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第3条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第5条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第6条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第7条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第8条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成24年11月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月28日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第1号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定により滝川市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において改正後の滝川市の条例の準用に関する条例第1条第19号の規定により準用する滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定により空知教育センター組合情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。